

## 第3章 基本目標

### 1 第7期計画の振り返り及び第8期計画に向けた課題

#### (1) 第7期計画の基本理念・基本目標と施策

##### 【 基本理念 】

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

##### 【 基本目標 】

地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムの充実を目指す

##### 【 施策の目標① 】

健康でいきいきとした生活の実現

- 施策1 健康づくりの推進
- 施策2 介護予防の推進
- 施策3 地域での活躍・貢献機会の充実

##### 【 施策の目標② 】

安心して暮らし続けるための環境づくり

- 施策1 在宅医療・介護連携の推進
- 施策2 包括的な支援体制の構築
- 施策3 介護サービスの充実
- 施策4 介護保険事業の適正な運営
- 施策5 認知症施策の推進
- 施策6 生活支援サービスの充実
- 施策7 権利擁護施策の推進

##### 【 施策の目標③ 】

安定した暮らしの場の確保

- 施策1 状況に応じた施設・住まいの確保
- 施策2 高齢者の住まいに関する相談体制の充実

## (2) 第7期計画の振り返りと課題

### 施策の目標1／施策1 健康づくりの推進

---

#### 【取組内容】

- 生活習慣病の発症と重症化の予防  
健康的な食習慣の普及、運動習慣の定着、こころの健康づくり、禁煙の推進と適正飲酒、歯と口の健康維持、がんの早期発見・早期治療、特定健診の受診と保健指導の充実、予防接種など
- 地域での健康づくりの推進  
「しゃんしゃん体操」や認知症予防の「しゃんしゃんコグニサイズ」の普及、健診受診の啓発、ウォーキングなど健康づくり活動の普及、健康的な食習慣の推進、「ふれあいデイサービス」などの地域の地区組織と協働した健康づくり活動など

#### 【現状・評価指標に対する実績】

- 生活習慣病の発症と重症化の予防
  - ・国保特定健診は、受診勧奨や未受診者への再勧奨を行ったが、受診率は目標に届いていない。(令和元年度：目標 40.0%／実績 33.5%)
  - ・国保特定保健指導は、対象者の約 9 割にアプローチし利用勧奨を行ったが、希望者が少なく、実施率は目標値に届かなかった。(令和元年度：目標 47.5%／実績 39.7%)
- 地域での健康づくりの推進
  - ・しゃんしゃん体操普及員による啓発活動を行っているが、高齢化による身体状況悪化等を理由に活動を休止する人があり、啓発実施回数が減少した。
  - ・地域に出向いて行う健康出前講座は、開催回数は減少した(令和元年度：目標 220 回／実績 201 回)が、延参加者数は目標に達し(令和元年度：目標 4,400 人／実績 5,130 人)、多くの人に啓発することができた。

#### 【課題・今後の取組】

- 生活習慣病の発症と重症化の予防
  - ・平日に受診できない人の受診機会の確保など、対象者のニーズや利便性を考慮した取り組みが必要。
  - ・国保特定保健指導は、実施率の向上に向けた更なる取り組みが必要。
- 地域での健康づくりの推進
  - ・しゃんしゃん体操については、普及員の活動継続ができていないことが課題。新たな普及員を養成し、地域での啓発活動を安定的に実施する必要がある。普及員同士のつながりの醸成や、積極的に活動を行い、活動を継続できる支援の体制について検討する。

- ・地域毎の課題整理やデータの活用・分析ができておらず、その地域に本当に必要な啓発活動に繋がっていない。
- ・地域の身近な場所で気軽に健康づくり活動に参加できるよう、「ふれあいデイサービス」の更なる活用・発展を含め、地域の組織や団体との連携強化が必要。

## **施策の目標 1 / 施策 2 介護予防の推進**

---

### **【取組内容】**

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進  
必要なサービス提供量の確保、介護予防ケアマネジメントの実施、多様な介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築
- 介護予防普及啓発の推進  
健康づくりなどに関する情報提供、介護予防運動教室「おたっしや教室」の推進、地域で運動教室に参加できる環境の充実
- 地域の通いの場の充実  
「ふれあい・いきいきサロン」の開催支援、サロンの開設支援や魅力あるサロンづくりの支援
- 地域リハビリテーションの推進  
リハビリ専門職による介護支援専門員等の技能向上への支援、集いの場の介護予防効果の向上と魅力向上に向けた支援

### **【現状・評価指標に対する実績】**

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進  
基準緩和型サービス（A型サービス）、短期集中予防サービス（C型サービス）ともに令和元年度から実施を開始した。
- 介護予防普及啓発の推進  
介護予防出前講座の開催回数（令和元年度：目標 380 回／実績 295 回）、参加者数（令和元年度：目標 7,830 人／実績 4,825 人）ともに目標を下回っている。おたっしや教室についても参加者は横ばいで、目標に達していない（令和元年度：目標 500 人／実績 471 人）。
- 地域の通いの場の充実  
開催箇所数は目標を達成できていない（令和元年度：目標 424 回／実績 405 回）が、月平均開催回数は 2.00 回と前年実績 1.72 回を上回り目標を達成した。
- 地域リハビリテーションの推進  
介護事業者の専門職に対する助言・指導を中心に取り組み、実施回数は目標を上回った（令和元年度：目標 110 回／実績 123 回）。

### 【課題・今後の取組】

#### ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

・適切なサービスに繋げやすくするため、基準緩和型サービス（A型サービス）、短期集中予防サービス（C型サービス）、従前相当サービスの活用ケースを整理し、予防効果の更なる向上に取り組む必要がある。

・C型サービスが展開されていない市域があり、全市域へ展開することが必要。提供プログラムの内容や運営方法を委託事業者と共に検討し、利用者を増加させる取組みが必要。また、利用者に対して介護予防に取り組むための動機付けの仕方、サービス期間終了後、利用者が介護予防の取組みを継続するための方法等について検討する。

・介護予防ケアマネジメントを行う担当職員のスキルアップが必要。

#### ○ 介護予防普及啓発の推進

・介護予防出前講座は要請を受けて出向くことが多く、主体的に啓発を行っていない。地域毎の課題整理やデータの活用・分析ができておらず、その地域に本当に必要な啓発活動に繋がっていない。また、委託事業者及び人材の確保を図る必要がある。

・おたっしや教室は、さらなる介護予防普及啓発のため、事業の周知、参加者増の取組みが必要。また、参加者の中には、利用の対象者像「介護予防に取り組みたい自立した高齢者」と異なる方が増加しており、慎重な見守りが必要となっている。

#### ○ 地域の通いの場の充実

ふれあい・いきいきサロンへの支援は、市社協が地区社協を通じて行い、実際にどのような内容で開催されているのか実態把握（内容、場所、回数等）に課題がある。サロンの実態把握をしたうえで、サロンの充実、活性化に向けた働きかけを行う必要がある。

#### ○ 地域リハビリテーションの推進

アセスメント同行依頼があるなどニーズはあるが、機動的な体制づくりが課題となっている。委託型のリハビリ専門職派遣事業の開始により、地域の医療機関や介護事業者のリハビリ専門職の協力を得て、事業の拡充を図る必要がある。

## 施策の目標 1 / 施策 3 地域での活躍・貢献機会の充実

### 【取組内容】

#### ○ 社会参加や生きがい活動への支援

ボランティア活動の推進、老人クラブの育成支援、地域での趣味や教養活動の推進など、高齢者の社会参加や生きがい活動の支援

- 高齢者施設の運営  
老人福祉センターなど的高齢者施設の適切な運営、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場等の提供
- 高齢者の就労支援  
(公財) シルバー人材センターの運営支援を通じた、元気に就労する高齢者の増加への取り組み

#### 【現状・評価指標に対する実績】

- 社会参加や生きがい活動への支援  
介護支援ボランティアの登録者数は目標値を下回ったが、前年度と同数だった（令和元年度：目標 188 人／実績 149 人、参考：平成 30 年度実績 149 人）。
- 高齢者の就労支援  
シルバー人材センターの登録会員数は目標値、前年度実績ともに下回った（令和元年度：目標 771 人／実績 742 人）。

#### 【課題・今後の取組】

- ・社会と関わるきっかけや機会がないことで、孤立化することが課題となっている。意欲ある高齢者の就労機会の確保やボランティア活動、介護予防だけでなく、文化的活動や趣味活動を含めて広く“生きがい”となる社会参加を推進する必要がある。

### **施策の目標 2 / 施策 1 在宅医療・介護連携の推進**

#### 【取組内容】

- 関係機関との連携の推進と課題の検討支援  
医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と東部地域 1 市 4 町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携を推進
- 医療・介護関係者への支援  
医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営、医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催
- 住民啓発の推進  
ACP（アドバンス・ケア・プランニング）について市民への情報提供、寸劇を活用した住民啓発学習会の開催
- 在宅医療・介護の提供体制の構築推進  
課題の抽出・対応策の検討、多職種研修による人材育成、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の構築

### 【現状・評価指標に対する実績】

#### ○ 医療・介護関係者への支援

多職種研修会の企画・開催を行い、令和元年度は初学者向け研修を3回開催（参加者延べ186名）、多職種連携在宅事例検討会を4回開催（参加者延べ197名）した。

#### ○ 住民啓発の推進

就活支援ノートを連携中枢都市圏1市5町で作成し、令和元年度はACPの住民啓発学習会を37回、医療・介護関係者向け周知研修を4回開催した。

#### ○ 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

「入院・退院時におけるケアマネジャーと医療機関 連携・情報共有の手引き」を策定した。また、ケアマネジャーからの入院時情報提供書の様式を改編するなど、連携・情報共有がスムーズに行えるよう取り組んでいる。

### 【課題・今後の取組】

#### ○ 関係機関との連携の推進と課題の検討支援

・東部の1市4町だけでなく、生活圏・医療圏が共通する新温泉町、香美町とも連携を深めていく。また、鳥取県中部地域との連携についても検討が必要。

・急性期病院でのリハビリテーションが、退院後継続できていない場合がある。

#### ○ 医療・介護関係者への支援

・多職種研修会は、テーマによって参加する職種の偏りや参加者数に影響が出ている。

・認知症や看取りについての知識向上に向けた研修会の開催も必要。

#### ○ 住民啓発の推進

高齢者の子ども世代等、幅広い年齢層への啓発が出来ていない。入院や施設入所されている人や家族への啓発方法も考えていく必要がある。

#### ○ 在宅医療・介護の提供体制の構築推進

・医療・介護とも報酬算定要件として様々な情報収集、様式が散在しており、それぞれの職種・機関が必要とする情報の共有が難しい。情報の共有を簡素化、システム化し、関係者間の連携をスムーズにしていく必要がある。

・入院時、在宅療養時、急変時、看取りのそれぞれの場面に応じた課題整理、連携強化について検討が必要。

## 施策の目標2／施策2 包括的な支援体制の構築

---

### 【取組内容】

#### ○ 包括的支援事業の推進

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が連携し、一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を実施

- 地域包括支援センターの機能強化  
職員体制の充実・強化、質の向上、地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センター機能の検討、地域福祉相談センターとの連携を強化
- 地域ケア会議の推進  
地域の医療や介護、福祉等の専門職が参加する「自立支援型地域ケア会議」を開催し、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上と高齢者の自立支援の充実を支援
- 災害時の支援体制づくり  
避難行動要支援者支援制度の普及、地域での要配慮者の把握と避難支援の体制づくり、福祉避難所の確保

#### 【現状・評価指標に対する実績】

- 地域包括支援センターの機能強化
  - ・地域包括支援センターの機能強化を図るため、令和元年6月より鳥取市南部地域包括支援センターの運営委託を開始した。また、令和2年10月より3つの地域包括支援センターを新設拡充、鳥取市西部地域包括支援センターの運営委託を実施した。
  - ・地域包括支援センターへの介護保険サービス利用などの取次窓口業務を委託していた「地域介護支援センター」を見直し、平成30年11月に「地域福祉相談センター」（25ヶ所）を開設し、様々な福祉に係る問題を身近なところで気軽に相談できる体制の充実を図った。
- 地域ケア会議の推進  
令和元年度は、すべての地域包括支援センターで地域ケア会議を開催した。
- 災害時の支援体制づくり  
避難行動に支援を要する方の情報を地域の支援者や自治会、自主防災会、民生委員に提供し、災害時に要支援者の避難行動を支援する体制づくりを行った。  
[避難行動要支援者支援制度 登録者数] 令和元年度末時点 5,727人

#### 【課題・今後の取組】

- 包括的支援事業の推進
  - ・地域住民や福祉関係者との協働による課題発見の取り組みができていない。
  - ・縦割りを排除した、高齢者以外の分野の相談も受止め、適切な支援につなげる包括的な支援体制づくりが必要。
- 地域包括支援センターの機能強化

- ・区域内の人口や面積が過大な地域包括支援センターでは、地域の福祉関係者との関係づくりや連携した取り組みが困難であり、今後も継続して地域包括支援センターの拡充に取り組む必要がある。
  - ・将来的に設置を予定している基幹型センターの職員体制を充実させ、適切な支援・指導体制を構築する必要がある。
  - ・地域包括支援センターの職員の資質向上が必要。
- 地域ケア会議の推進
- ・地域ケア会議の目的及び機能を整理し、効率的な地域ケア会議の開催方法を検討する必要がある。
  - ・地域ケア会議の開催方法を検討しながらの開催であり、地域ケア会議の検討ケース数が少なく、地域で共通する課題の抽出、検討に至っていない。
- 災害時の支援体制づくり
- 登録制度を形骸化させないため、日頃からの要支援者に対する見守り活動を推進する必要がある。

## 施策の目標 2 / 施策 3 介護サービスの充実

### 【取組内容】

- ・制度や本市の施策、日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を参入予定事業者へ提供し、開設を支援。既存の事業所へはメーリングリストを活用し、法令順守やサービス向上に関する情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制確保を推進。
- ・在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を推進。

### 【現状・評価指標に対する実績】

- ・施設整備に係る事業者公募を行い、認知症対応型共同生活介護は事業者を選定したが、地域密着型特定施設入居者生活介護は応募がなく整備できていない。

#### 【認知症対応型共同生活介護】

広域ブロック	日常生活圏域（中学校区）	整備数	選定
B圏域	東・南・桜ヶ丘・国府	1ユニット（定員9人）	選定済
C圏域	江山学園	2ユニット （定員18人）	選定済
D圏域	湖東・湖南学園		
F圏域	気高・鹿野学園・青谷	1ユニット（定員9人）	選定済



### 【地域密着型特定施設入居者生活介護】

広域ブロック	日常生活圏域（中学校区）	整備数	選定
A圏域	北・西・福部未来学園	定員29人	応募なし
B圏域	東・国府		
E圏域	河原・用瀬・佐治 <sup>※1</sup>	定員29人	応募なし
F圏域	気高・鹿野学園・青谷	定員29人	応募なし

・介護医療院への転換を計画している事業者に対して、各種情報提供を行い、市内の医療療養型介護施設はすべて介護医療院へ転換した。

### 【課題・今後の取組】

- ・介護人材が不足し、全体として厳しい事業運営となっている。また、介護職員の処遇改善やスキルアップ教育等の実施が難しい事業者がある。
- ・通所系の主力サービスである通所介護は、全体としてともに定員を2～3割程度下回る稼働状況であり、安定経営や介護職員の処遇改善への影響が心配される。
- ・住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームの入所者で介護が必要な人は、併設や外部の通所介護等を利用している。事業者にとって分かりやすい運営形態や利用者の料金負担を踏まえ、特定施設への転換など、実情に即した運営形態への移行について検討する必要がある。
- ・地域密着型特定施設生活介護については、第7期期間中に公募した3圏域すべて応募がなかった。利用定員が少なく、建設費の補助もないため参入意欲が低いことが原因と考えられる。

## 施策の目標2／施策4 介護保険事業の適正な運営

### 【取組内容】

- 介護給付の適正化の推進
  - 「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付適正化事業を推進
- 介護保険サービス事業者に対する指導監督
  - 介護サービス事業者に対する集団指導や実地指導等による、法令等の周知や運営に関する指導を実施
- 介護サービスの質の確保及び向上
  - 介護サービス情報の公表と第三者評価の活用、運営推進会議の適切な運営の確保、

※1 千代南中学校区は、旧中学校区の「旧用瀬中学校区」「旧佐治中学校区」を日常生活圏域とします。

介護相談員の派遣など

### 【現状・評価指標に対する実績】

#### ○ 介護給付の適正化の推進

介護給付適正化の主要5事業をすべて実施し、令和元年度実績は以下のとおり。

要介護認定の適正化：認定調査票の点検／9,091件

更新・変更認定の訪問調査（直営）／278件

ケアプラン点検：事業所数／53事業所、プラン数／528件

住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査：住宅改修執行状況の確認／4件

福祉用具購入・貸与調査／2回

#### ○ 介護保険サービス事業者に対する指導監督

集団指導／5回、実地指導／162件、業務管理体制の一般検査／49件

#### ○ 介護サービスの質の確保及び向上

介護サービス情報の公表制度及び福祉サービス第三者評価制度の周知、運営推進会議に関する指導・助言のほか、介護相談員派遣事業を実施した。

介護相談員／10名、事業所数／49事業所、派遣回数（延べ）／1,143回

### 【課題・今後の取組】

#### ○ 介護給付の適正化の推進

・適切なサービス利用の前提となる介護認定調査の更なるスキルアップが必要（直営・委託ともに）。

・自立支援につながる形でのケアプラン点検の実施方法について検討が必要。

・住宅改修及び福祉用具購入・貸与の計画・申請の段階からリハビリ専門職に関与してもらい点検する仕組みを実施しているが、実施件数が伸びていない。また、事後点検についても関与する仕組みを検討する必要がある。

#### ○ 介護保険サービス事業者に対する指導監督

・実地指導の実施率の維持及び事業者の事務負担の軽減を図るため、「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」の内容等を踏まえ実施していく必要がある。

## 施策の目標2／施策5 認知症施策の推進

### 【取組内容】

#### ○ 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり

認知症サポーター養成講座の開催、認知症高齢者等安心見守り登録事業の普及、

認知症高齢者等位置検索システムの利用支援、認知症高齢者等ご近所見守り応援

#### 団協力店登録事業の普及

- 居場所づくりや介護者支援の充実  
認知症地域支援推進員の設置、認知症カフェの支援、認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業の実施
- 早期診断・早期対応に向けた体制の充実  
認知症初期集中支援チームの活動、認知症ケアパスの普及、認知症予防教室の開催
- 若年性認知症の支援  
若年性認知症の人やその家族の生活や就労支援体制の構築を検討し、必要な施策に取り組む。市民が若年性認知症の理解を深められるよう情報を提供

#### 【現状・評価指標に対する実績】

- 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり  
毎年、認知症サポーター養成講座を実施し、延べ受講者は令和元年度末時点で 18,323 人となっている。認知症高齢者等安心見守り登録事業者は令和元年度末時点で 148 事業所、認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店は 50 店舗と着実に拡大している。
- 居場所づくりや介護者支援の充実  
認知症地域支援推進員を配置し、市内 9 カ所の認知症カフェの運営指導・支援や本人・家族への相談支援を行った。
- 早期診断・早期対応に向けた体制の充実  
認知症初期集中支援チームにより 13 件（令和元年度実績）の支援を実施したほか、「認知症安心ガイドブック」を地域包括支援センター、民生委員・児童委員、医療機関、居宅介護支援事業所等へ配布し、相談支援に活用した。
- 若年性認知症の支援  
平成 30 年度から本人ミーティングに参加、安定的な開催を確保するため、県と連携して支援体制を構築した。令和元年度からは、認知症の本人によるピアカウンセリングとして「おれんじドアとっとり」を認知症疾患医療センターの協力を得て開催。本人相談員との出会いによる、新たなつながりをつくった。

#### 【課題・今後の取組】

- 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり
  - ・多くの市民に認知症サポーターになっていただくだけでなく、意欲ある認知症サポーターには、地域のリーダーとしての活躍も期待しており、具体的な活動につながる取り組みを検討する必要がある。
  - ・認知症により行方不明となり、警察に保護される高齢者等が増加している。認知症の人の日常生活における地域での見守体制の構築と、万が一行方不明となった場合の安全確保のため、警察との情報交換・連携強化が必要。

・認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店は、金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、商店などの高齢者が日常生活で利用する機会の多い事業所の登録拡大に課題がある。

○ 居場所づくりや介護者支援の充実

・認知症地域支援推進員を設置しているが、これまでの1名体制では推進員の負担が大きい。また、地域で取り組みを進める際に、地域の事情に明るい方の協力や支援が必要。

・認知症カフェの地区公民館区域等の身近な地域への設置拡大が必要。

○ 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

・認知症初期集中支援チームが関与することで、早期の鑑別診断や生活の立て直しなど成果をあげている。しかし、支援の効果が十分に浸透しておらず、関係機関との日々の業務連携に課題があり、関係機関が関わっている支援対象者がスムーズに支援チームにつながっていない。

・現在認知症初期集中支援チームは2チームで全市域を担当しているが、活動区域が広く、支援対象者の把握や迅速な支援活動を行う体制に課題がある。

・身近な診療所で初期の認知症の生活機能の生活機能評価やリハビリまでつながっていない。医師等の医療関係者、ケアマネジャーや介護職員が認知症についての知識を深め、日常生活上の症状を適切に把握し、医療と介護の連携強化が必要。

○ 若年性認知症の支援

・支援の検討にあたり、当事者が「何に困っているのか」「何を必要としているのか」、あるいは「暮らしやすい地域の在り方についてどのように考えているか」を把握することが不可欠。今後も継続して当事者の思いの把握に努め、本市の施策に反映させていく必要がある。

## **施策の目標2／施策6 生活支援サービスの充実**

### **【取組内容】**

○ 生活支援体制の充実

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置、鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会（第1層協議体）の開催、各地域の話し合いの場（第2層協議体）の設置

○ 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

ファミリー・サポート・センター（生活援助型）サービス、安心ホットライン（緊急通報サービス）など在宅での安心生活を支援するサービスの提供や、家族介護用品購入費助成、家族介護教室の開催など家族介護者を支援するサービスを提供

### 【現状・評価指標に対する実績】

#### ○ 生活支援体制の充実

鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会（第1層協議体）に代わり、新たに第1層協議体として鳥取市地域包括ケアシステム推進連絡会を設置した。地域支え合い推進員が地域に出向き、地域で取り組まれている様々な活動（地域にあるサービスやその担い手等）や日常生活上の困りごとの把握、取り組みの充実や課題解決等について地域の福祉関係者と一緒に検討など、地域福祉の充実に向けて定期的に集まって話し合う場（第2層協議体）の設置に向けて取り組んだ。

### 【課題・今後の取組】

#### ○ 生活支援体制の充実

・第1層協議体の運営方法や課題等の随時検討、未設置地域への第2層協議体の設置と協議体活動の推進が必要。

・地域支え合い推進員が地域に出向いて活動する中には、深く関わるできない地区もある。

・生活支援体制の充実のため、地域支え合い推進員の活動に加えて、地域活動に携わる福祉人材の充実や、地区で活動する団体、地区公民館、地域包括支援センター間の連携強化も必要。

・住民や専門職等と一緒に議論するため、地域の様々なデータを把握できる地区診断カード作成が必要。

・学校や地域における福祉に関する学習機会の充実が必要。

#### ○ 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

・介護人材が不足するなか、訪問介護事業所数も減少している。移動支援（買い物支援等）の需要があり、充実に向けて検討が必要。

・ファミリー・サポート・センター（生活援助型）は、支援を依頼する会員の数に対して、協力する会員の確保が難しい状況。運営を委託している市社会福祉協議会と連携して、課題整理が必要。

## 施策の目標2／施策7 権利擁護施策の推進

---

### 【取組内容】

#### ○ 成年後見制度の利用促進

とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援、成年後見制度利用支援事業（申立費用、後見人等報酬助成）、市長による法定後見の開始の審判の申立て

#### ○ 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定

本市計画の策定、権利擁護の地域連携ネットワークの構築、地域連携ネットワークの中核機関設置

○ 高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、短期宿泊による虐待者との分離・保護、やむを得ない措置による虐待者との分離・保護、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催

**【現状・評価指標に対する実績】**

○ 成年後見制度の利用促進

・平成27年度より市民後見人養成講座を開催している。令和元年度の受講修了者数は13人、令和元年度末時点で市民後見人受任件数は7件となっている。

・とっとり東部権利擁護支援センターへの地域連携ネットワークの中核機関の運営委託を実施するほか、成年後見制度利用支援事業、市長による法定後見の開始の審判の申立てに取り組み、成年後見制度の利用を促進している。

・弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、法人後見受任団体で構成される「受任調整会議」を行い適切な後見人候補者の選定を行っている。

**【課題・今後の取組】**

○ 成年後見制度の利用促進

・近年、市民後見人養成講座は受講者数が伸び悩んでいる。市民後見人候補者名簿登録者は全員が後見人等を受任しており、今後さらなる候補者育成が必要。

・成年後見制度の円滑な利用の確保に向け、法人後見の拡充が必要。

○ 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定

本市計画を策定する必要がある、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定と同時に行うこととしている。

○ 高齢者虐待の防止及び早期発見

・擁護者虐待及び施設虐待を防止するための取り組みを行うとともに、自らSOSを発信できない人を把握し、支援につなげる仕組み作りが必要。

**施策の目標3／施策1 状況に応じた施設・住まいの確保**

**【取組内容】**

○ 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）

※施策の目標2／施策3 介護サービスの充実を参照

○ 多様な高齢者向け住宅の確保

養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住

宅、有料老人ホーム、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切な運営、既存施設の有効利用

○ 安全・安心な居住環境の確保

住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申請等支援

**【課題・今後の取組】**

○ 多様な高齢者向け住宅の確保

・養護老人ホーム、生活支援ハウス、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、各施設の特徴を横断的に踏まえ、専門職が相談者の実情に適切に対応する入居・利用支援の体制づくりが必要。

・特定施設の指定を受けていない軽費老人ホーム等に入居している要介護（要支援）認定者に対する介護サービスの提供のあり方について検討が必要。

○ 安全・安心な居住環境の確保

・リハビリ専門職等の知見を活用した、効果の高い住宅改修とする必要がある。

**施策の目標3／施策2 高齢者の住まいに関する相談体制の充実**

**【取組内容】**

○ 住宅確保要配慮者への支援

鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図る。

○ 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

・地域包括支援センターでは、高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供により、それぞれの置かれた状況に応じた住宅改修や、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう支援する。

・中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）では、保証人や緊急連絡先が確保できず、賃貸住宅へ入居ができない人などからの相談に対し、住まいの確保に向けた伴走型の支援に取り組む。相談者が入居した後も支援を継続し、賃貸住宅所有者の「賃貸リスク意識の払拭」を図る。

**【課題・今後の取組】**

○ 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

賃貸住宅も含め、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、高齢者向け公営住宅等の各施設の特徴を横断的に踏まえ、専門職が相談者の実情に適切に対応する利用支援の体制づくりが必要。

## 2 第8期計画の基本理念・基本目標・施策の目標

本計画では、鳥取市第11次総合計画で掲げられたまちづくりの目標である『住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり』を基本理念とし、第6期以降を地域包括ケア計画として位置付け取り組んでいる中で、地域共生社会の実現に向けて「地域包括ケアシステムの深化・推進を図る」ことを基本目標とします。また、施策の目標を次のように定めます。

### 【 基本理念 】

#### 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

住み慣れた地域で、誰もが自分らしく、いつまでも生きがいを持ちながら、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 【 基本目標 】

#### 地域包括ケアシステムの深化・推進を図る

地域共生社会の実現に向けた支援体制づくりを見すえ、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ暮らし続けることができるよう、第6期から構築に取り組んできた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

### 【 施策の目標 】

- ① 健康でいきいきとした生活の実現
- ② 超高齢社会に向けたまちづくりの推進
- ③ 持続可能な介護保険サービスの基盤づくり